

職場における喫煙対策に係る法令等

資料 2

労働安全衛生法（平成4年5月 改正公布）

別添1

- 第71条の2 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るために、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。
- 第71条の3 厚生労働大臣は、前条の事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針を公表するものとする。

事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成4年7月労働省告示）

第2 快適な職場環境の形成を図るために事業者が講すべき措置の内容に関する事項

1 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

(1) 空気環境

- 屋内作業場では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理されるよう必要な措置を講ずることとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。

職場における喫煙対策のためのガイドライン（労働基準局長通達）（抜粋）

平成8年2月策定

- たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に発出する方式又は空気清浄装置でたばこの煙を除外して屋内に排気する方式の喫煙室、喫煙コーナーを設置すること
- 職場の空気環境を測定し、浮遊粉じんの濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、一酸化炭素の濃度が 10ppm 以下とすること

平成15年5月改正

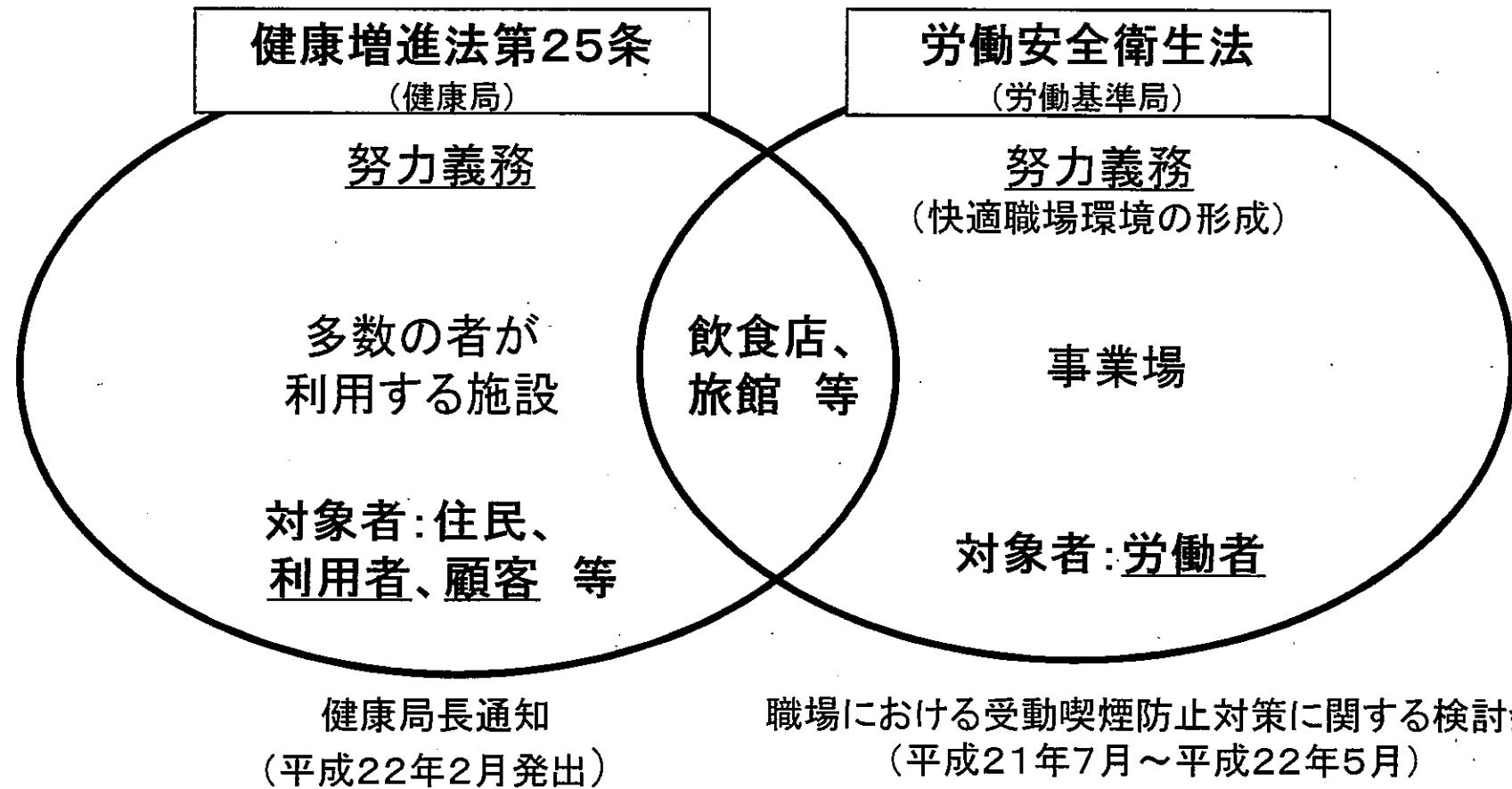
- 喫煙室等の設置に当たっては、可能な限り喫煙室を設置すること
- 空気清浄装置はガス状成分を除去できないという問題点があることから、空気清浄機ではなく、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に発出する方式の喫煙対策をとること
- 浮遊粉じんの濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、一酸化炭素濃度が 10ppm 以下のほか、喫煙室等と非喫煙場所との境界で、喫煙室等に向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{sec}$ 以上とすること

（平成14年6月の健康局「分煙効果判定基準策定検討会報告書」に準拠）

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について （平成17年6月安全衛生部長通達）

- 喫煙室の設置等喫煙場所の確保等が困難な場合には、全面禁煙を勧奨するよう指導すること

健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係(イメージ図)



健康局長通知 (抄)

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求ることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(抄)

(平成 16 年6月批准、平成 17 年2月発効、平成 22 年9月現在
168 力国が批准)

第八条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすこと
が科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合
には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効
果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存
の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当
該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン(概要)

(本ガイドラインは、平成19年6月30日～7月6日に開催された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第2回締約国会合において、コンセンサスで採択され
た。)

- 100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である。
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
- たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛
り込むべきである。

出典:<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/jouyaku/071107-1.html>

諸外国の職場における受動喫煙防止に係る規制の概要

国	規制の概要
ドイツ	<p><u>連邦非喫煙者保護法</u>（2007年） 連邦の施設、公共交通機関の建物内及びその他完全に囲まれている場所では喫煙は禁止。ただし、完全な分煙が採られれば喫煙可能な場所を設けることができる。</p> <p><u>職場に関する命令</u>（2007年改正） 使用者は非喫煙者がたばこの煙による健康被害をこうむることがないよう必要な措置を講じなければならない。必要があれば、職場の全部若しくは一部に限定して喫煙禁止を定めなければならない。ただし、飲食店等接客業の使用者は事業の性質や労働の種類に照らして可能な限りで保護措置をとる義務を負う。</p>
フランス	<p><u>公衆衛生法典</u>（2007年改正） 多数の者が共用する場所（企業、レストラン、公共交通機関等）においては、換気型の喫煙室を除き、喫煙は禁止される。</p>
アメリカ (州レベル)	<p>連邦レベルの法令は存在しない</p> <p>カリフォルニア州 <u>労働法典</u>（2007年）により職場の閉ざされた空間内において、使用者は故意に喫煙を許可してはならず、また、何人も喫煙をしてはならないと規制している。一般的なレストラン、バーでの喫煙は不可（ただし、一定の要件を満たす喫煙室等については除外されている）。</p> <p>ニューヨーク州 <u>空気清浄法</u>（2003年）により、職場、レストラン・バー等の飲食店、公共交通機関等では喫煙禁止（喫煙室の設置そのものが禁止されていると解釈されている）。ただし、会員制のクラブ、一部のシガーバーやレストランの屋外席の一部を除く。</p> <p>ワシントン州 <u>空気清浄法</u>（2005年）により、職場（公、私）及び公共の空間において原則完全禁煙。このうち、民間の職場のみ分煙を認める。また、<u>産業安全衛生法</u>に基づく<u>職場喫煙環境規則</u>により職場における喫煙を禁止（2つの法令により職場での喫煙は事実上禁止されている）。</p>
イギリス (地域レベル)	<p>国レベルの法令は存在しない</p> <p>イングランド <u>衛生法</u>（2007年）により、レストラン・バーを含めた屋内の公共の場、職場及び公共交通機関において喫煙禁止。</p>
カナダ (州レベル)	<p><u>非喫煙者健康法</u>（1985年） 公共の場と連邦政府の職場を喫煙禁止。ただし、一定の要件を満たす喫煙室等の設置は認めている。</p> <p>ユーロン準州を除く全州 民間の職場について喫煙禁止（主に完全分煙）を法制化。</p>

（注）下線は労働衛生法であり、それ以外は公衆衛生法である。

出典：受動喫煙の健康への影響及び防止対策に関する調査研究委員会報告書（平成19年度 中央労働災害防止協会）

受動喫煙の健康影響について

○たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（再掲）

第八条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。

○国際がん研究機関（IARC）

受動喫煙はグループ1（ヒトに対する発がん性が認められる）に分類されている。

○受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書（平成21年3月公表）

国際機関や米英を始めとする諸外国における公的な総括報告に基づき、職場に関連すると考えられるものについて、以下のような報告を行っている。

- ① 受動喫煙は、ヒトに対して発がん性がある化学物質や有害大気汚染物質へのばく露である。
- ② 受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、特にヒトへの発がん性がある化学物質であるベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれている。
- ③ 受動喫煙によって、血管内皮細胞の障害や血栓形成促進の作用が認められ、冠状動脈疾患の原因となる。
- ④ 受動喫煙によって、急性の循環器への悪影響がある。

○日本産業衛生学会許容濃度等に関する委員会

タバコ煙は第1群（ヒトに対して発がん性がある）に分類されている。

○国立がん研究センター

「わが国では、約6,800人が受動喫煙によって毎年亡くなり、うち半数の約3,600人が職場での受動喫煙に起因すると推計される。」と公表した。

（平成22年9月 独立行政法人国立がん研究センター・WHO「喫煙と健康」指定研究協力センター）

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）について

別表 成長戦略実行計画（工程表）

VI 雇用・人材戦略～「出番」と「居場所」のある国日本～②

11. 職場における安全衛生対策の推進

・【2020年までの目標】 受動喫煙の無い職場の実現

（現状）46%※（平成19年労働者健康状況調査）

※「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合

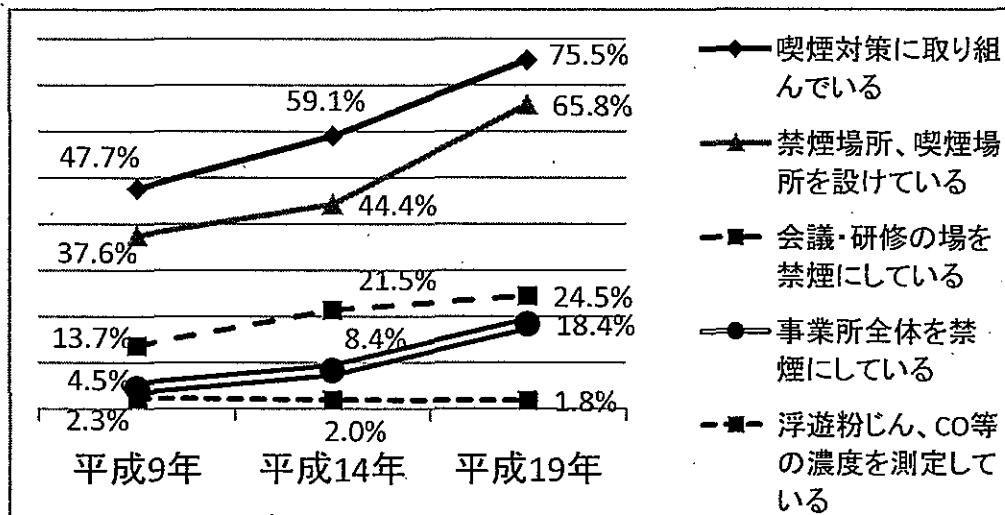
・【早期実施事項（2010年度に実施する事項）】 労働政策審

議会での検討・結論

職場における喫煙対策の実態

- ・喫煙対策に取り組んでいる事業所の割合は増加している。
- ・特に、事業所全体を禁煙にしている割合は18.4%(平成19年)に増加した。

出典:平成19年労働者健康状況調査(厚生労働省)



- ・ガイドラインで示している全面禁煙又は喫煙室を設けそれ以外を禁煙のいずれの対策も講じていない事業所は全体の53.6%であり、中小規模事業所に多い。
- ・全面禁煙にしている事業所は、規模(労働者数)が小さい方が多い傾向がある。
- ・喫煙室を設置している事業所は、規模(労働者数)が大きいほど多い。

出典:平成19年労働者健康状況調査(厚生労働省)より算出

	事業所全体を禁煙にしている	喫煙室を設け、それ以外は禁煙にしている	左2つの対策をいずれも講じていない事業所の割合
全体	18.4%	27.9%	53.6%

出典:平成19年労働者健康状況調査(厚生労働省)

	事業所全体を禁煙にしている	喫煙室を設け、それ以外は禁煙にしている	左2つの対策をいずれも講じていない事業所の規模ごとの割合
全体	18.4%	27.9%	53.6%
事業所規模			
5000人以上	7.7%	92.3%	0.0%
1000~4999人	12.2%	74.0%	13.8%
300~999人	13.0%	64.8%	22.1%
100~299人	14.7%	49.8%	35.5%
50~99人	15.0%	37.2%	47.8%
30~49人	14.2%	32.5%	53.3%
10~29人	19.9%	24.2%	55.9%

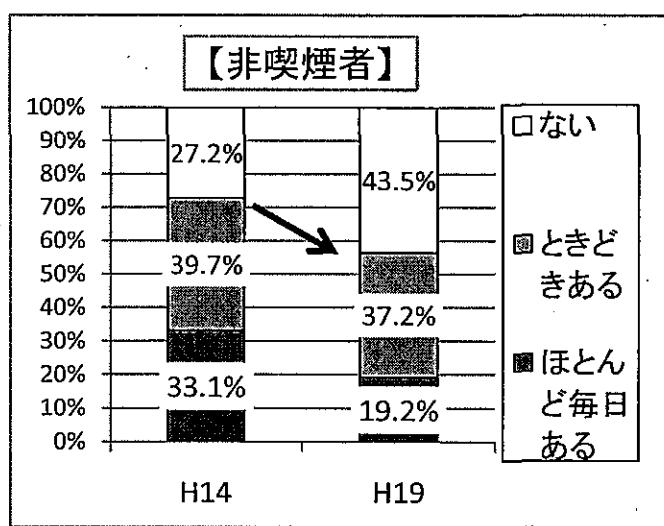
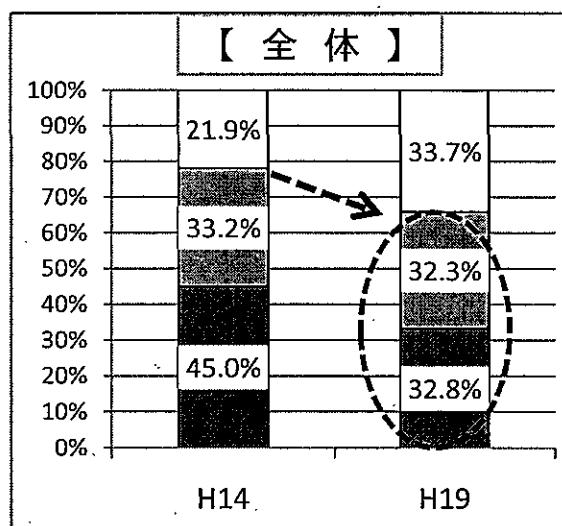
出典:平成21年度厚生労働省委託事業(快適職場形成促進事業)
「職場における喫煙対策の実施状況について」アンケート調査結果報告書
平成22年3月 中央労働災害防止協会中央快適職場推進センター

事業所規模	建物内の自社占有部分は全面禁煙	建物内に喫煙室又は喫煙コーナーを設置	左2つの対策をいずれも講じていない事業所の割合
1~9人	35.9%	56.5%	7.6%

・喫煙対策に取り組んでいる事業所の増加に伴い、職場で他の人のたばこの煙を吸引するとのある労働者の割合は減少しているものの、全体の7割近い労働者が今なお職場で他の人のたばこの煙を吸引することがあると回答している。

出典:労働者健康状況調査(厚生労働省)

【問】あなたは、職場で他の人のたばこの煙を吸入すること(受動喫煙)がありますか?



職場に対し喫煙対策として望むことのある労働者は92.2%であるが、全面禁煙を望む労働者の割合は、24.0%である(平成19年)

出典:平成19年労働者健康状況調査(厚生労働省)

喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合	事業所全体を禁煙とする	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外は禁煙とする
92.2	24.0	54.1

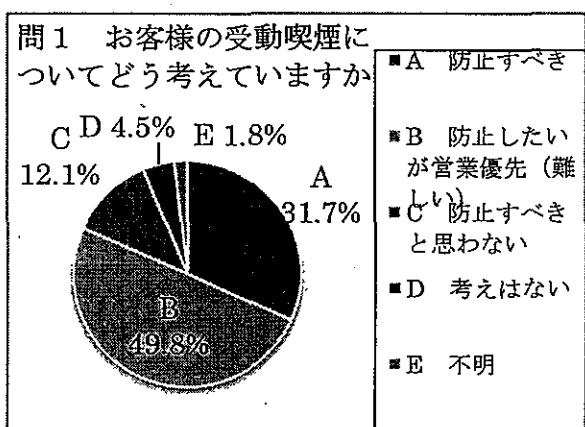
(単位:%)

顧客のたばこの煙が存在する業態におけるアンケート調査結果概要 (No. 1)

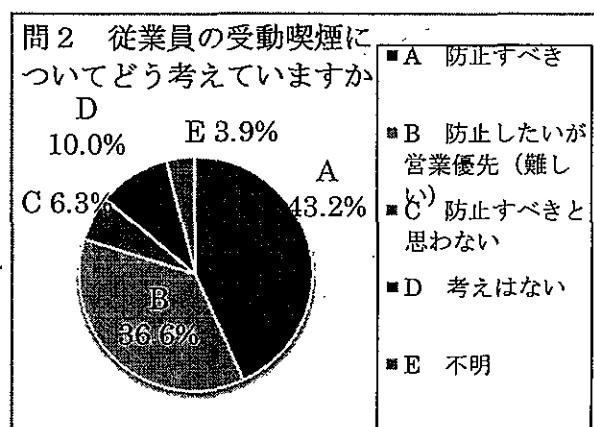
1 飲食業

- 調査対象：全国飲食業生活衛生同業組合連合会傘下の飲食店、社団法人日本フードサービス協会の会員企業
 ○回収状況：配布数・898（概数）、回収数 331（回収率 37%）

・顧客の受動喫煙についての考え方



・従業員の受動喫煙についての考え方



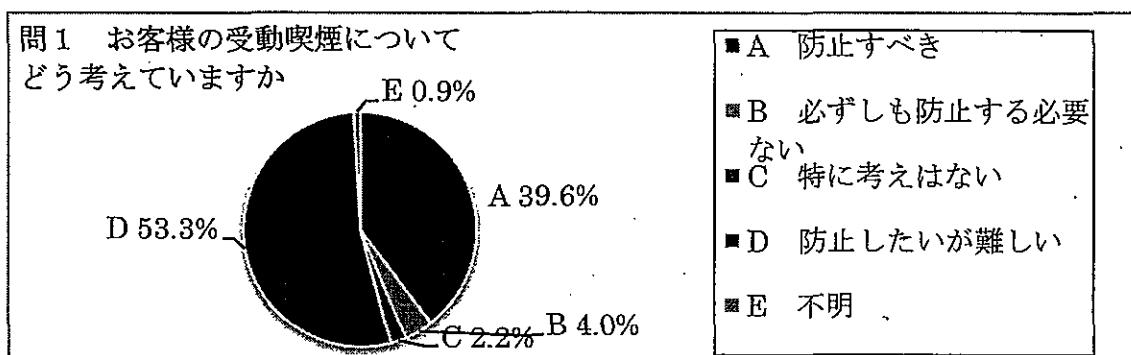
2 旅館宿泊業

- 調査対象：全国旅館生活衛生同業組合連合会傘下の各都道府県ごとの組合の役員等である宿泊施設(1,100)、社団法人日本ホテル協会の会員ホテル(231)、産業医科大学が過去に調査した京都市内の宿泊施設（上記を除く。）(62)

- 回収状況：配布数 1,393、回収数 410（内訳：ホテル 225、旅館 180、不明 5）
 （回収率 29%）

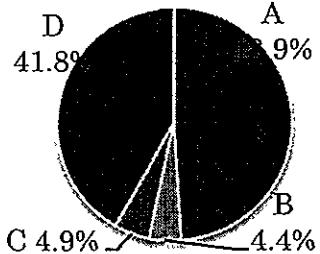
(1) ホテル

・顧客の受動喫煙についての考え方



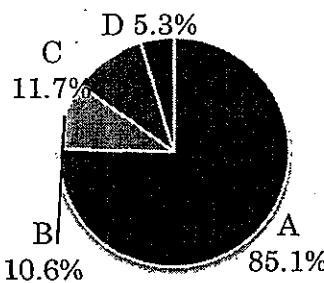
・従業員の受動喫煙についての考え方

問2 従業員の受動喫煙についてどう考えていますか



- A 防止すべき
- B 必ずしも防止する必要ない
- C 特に考えはない
- D 防止したいが難しい

問3 従業員の受動喫煙を防止し難い理由（複数回答）

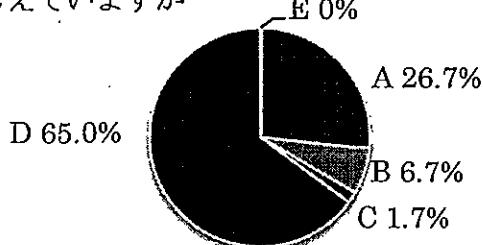


- A サービス上の事情
- B 経済的理由
- C 方法が分からぬ
- D その他

(2) 旅館

・顧客の受動喫煙についての考え方

問1 お客様の受動喫煙についてどう考えていますか

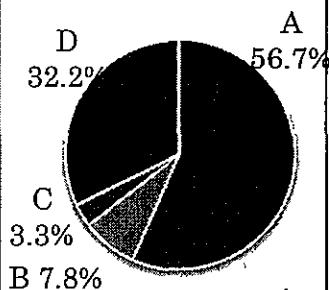


- A 防止すべき

- B 必ずしも防止する必要ない
- C 特に考えはない
- D 防止したいが難しい
- E 不明

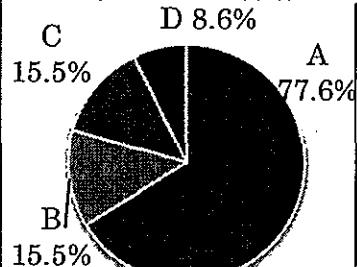
・従業員の受動喫煙についての考え方

問2 従業員の受動喫煙についてどう考えていますか



- A 防止すべき
- B 必ずしも防止する必要ない
- C 特に考えはない
- D 防止したいが難しい

問3 従業員の受動喫煙を防止し難い理由（複数回答）



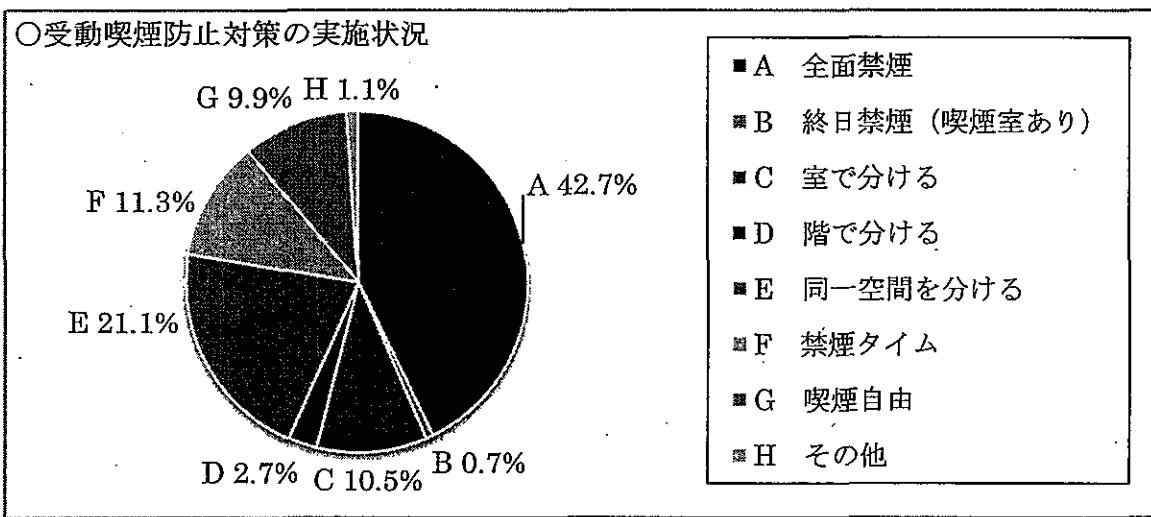
- A サービス上の事情
- B 経済的理由
- C 方法が分からぬ
- D その他

出典：平成 20 年度職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会報告書（中央労働災害防止協会）

顧客のたばこの煙が存在する業態におけるアンケート調査結果概要 (No. 2)

1 飲食業

- 調査対象：全国飲食業生活衛生同業組合連合会傘下の飲食店、社団法人日本フードサービス協会の会員企業
- 回収状況：配布数 898 (概数)、回収数 331 (回収率 37%)

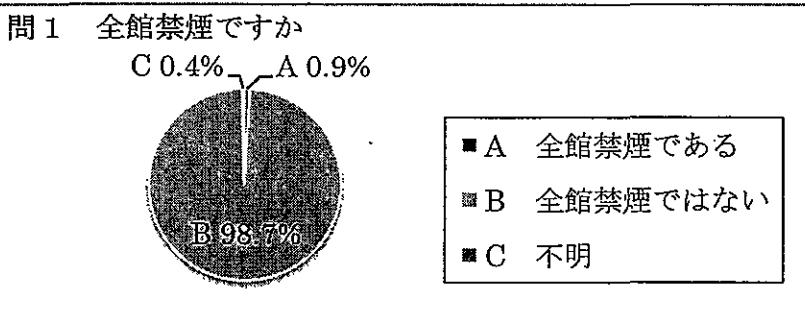


2 旅館宿泊業

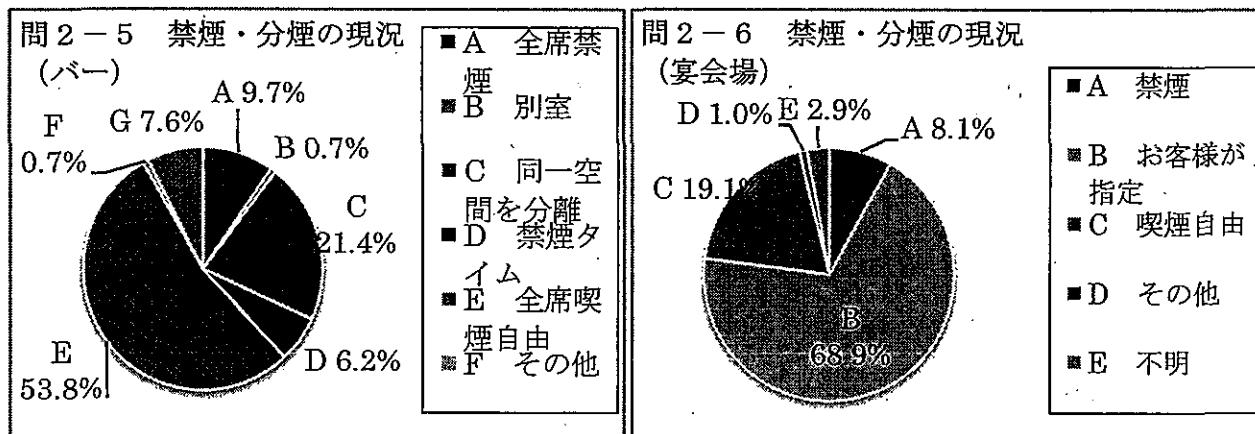
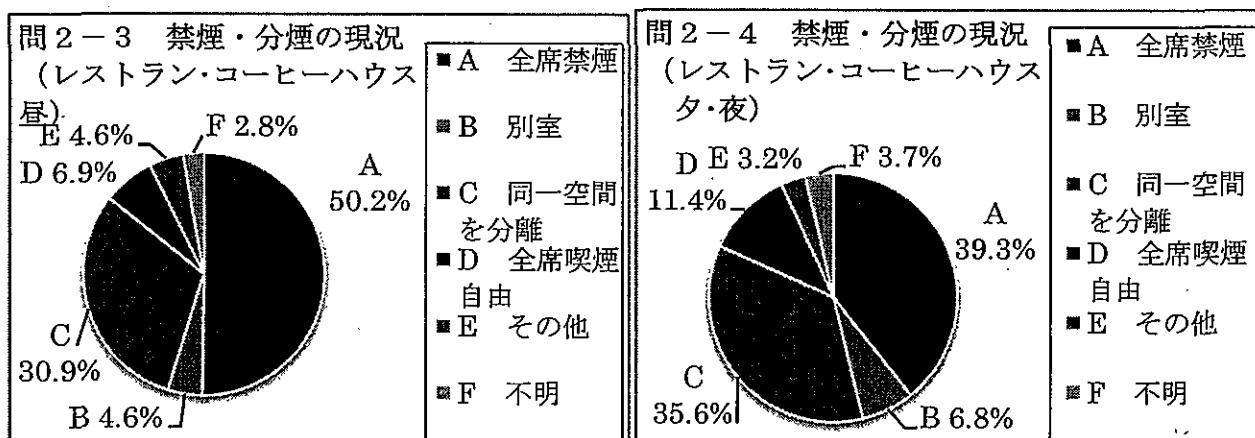
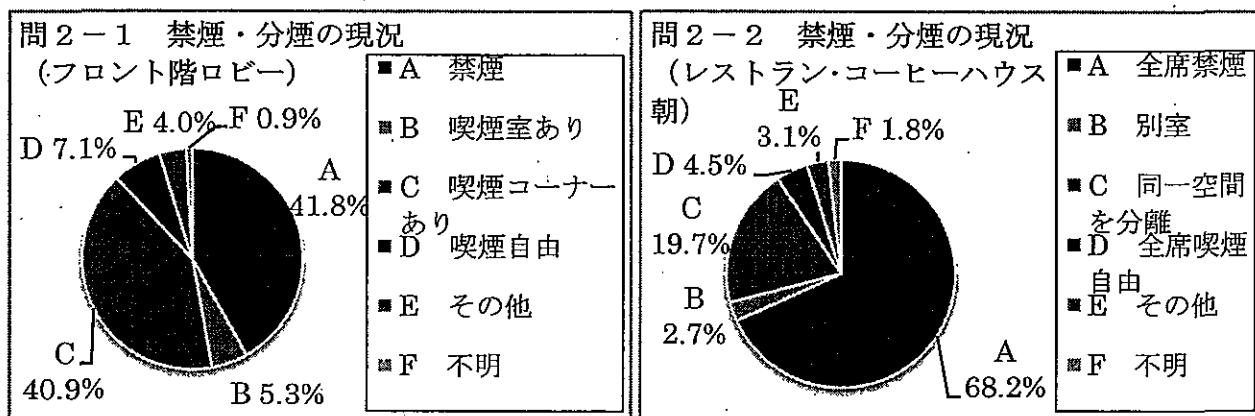
- 調査対象：全国旅館生活衛生同業組合連合会傘下の各都道府県ごとの組合の役員等である宿泊施設(1,100)、社団法人日本ホテル協会の会員ホテル(231)、産業医科大学が過去に調査した京都市内の宿泊施設（上記を除く。）(62)

- 回収状況：配布数 1,393、回収数 410 (内訳：ホテル 225、旅館 180、不明 5) (回収率 29%)

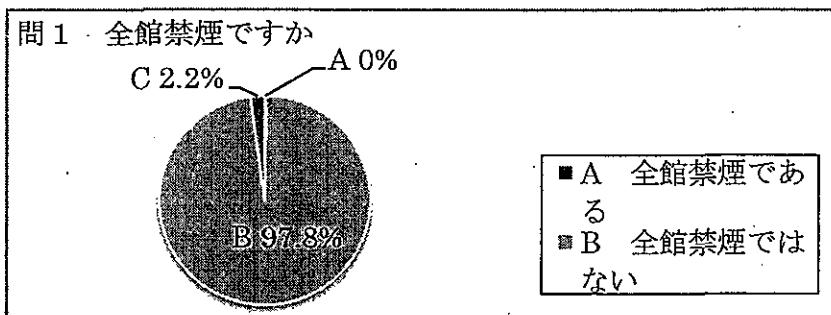
(1) ホテル



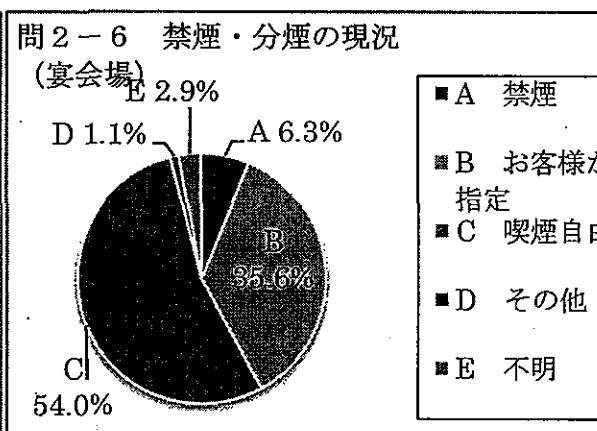
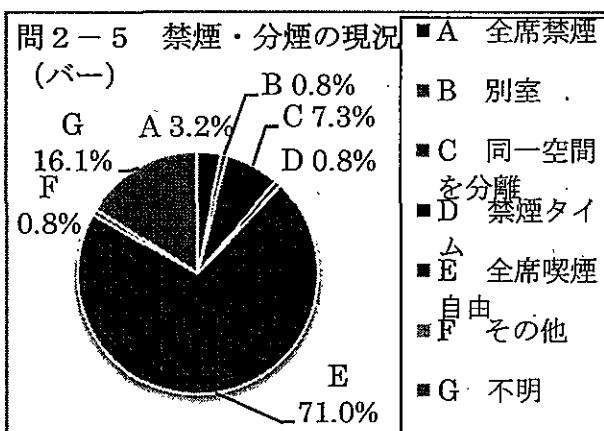
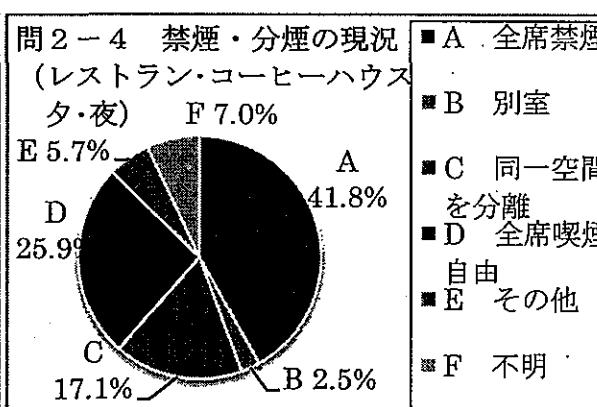
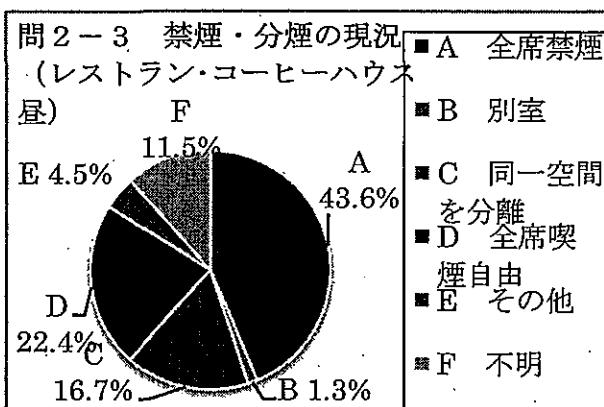
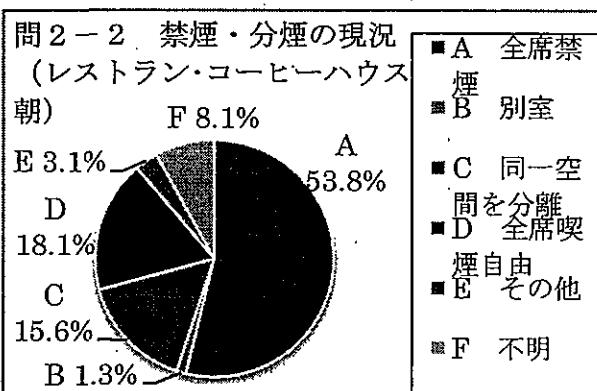
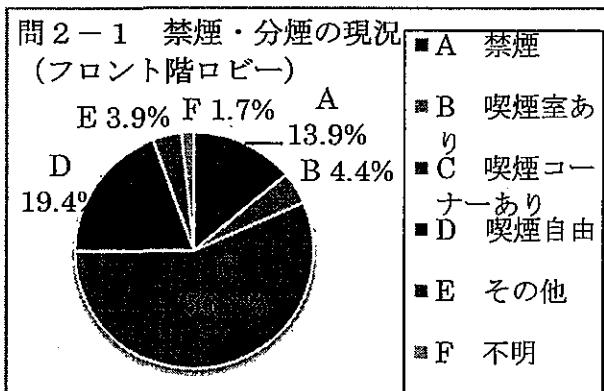
・全館禁煙以外の場合の受動喫煙防止対策状況



(2) 旅館



・全館禁煙以外の場合の受動喫煙防止対策状況



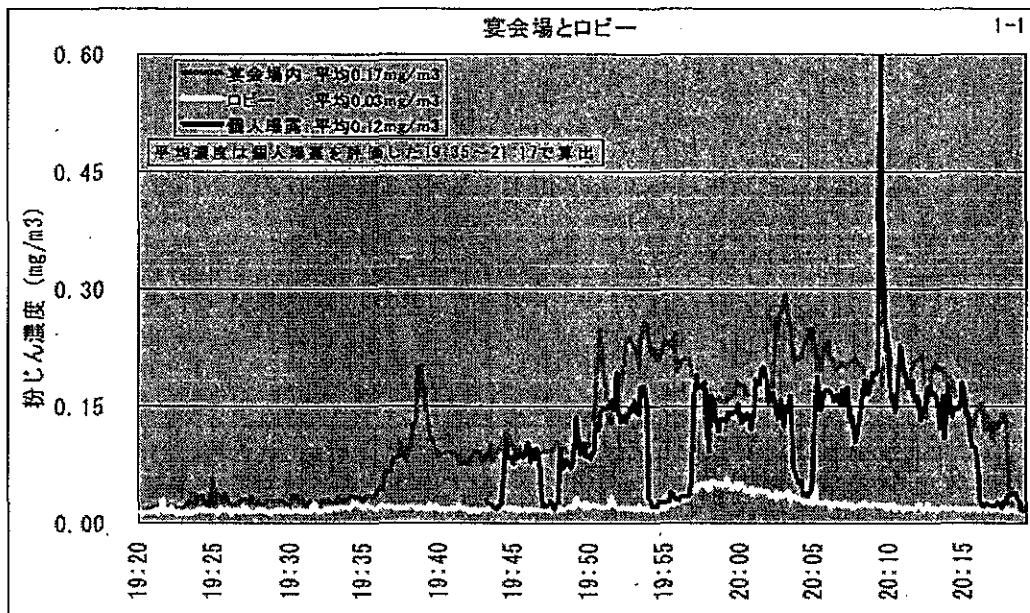
出典：平成20年度職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会報告書（中央労働災害防止協会）

粉じん濃度測定事例について

1 宴会場

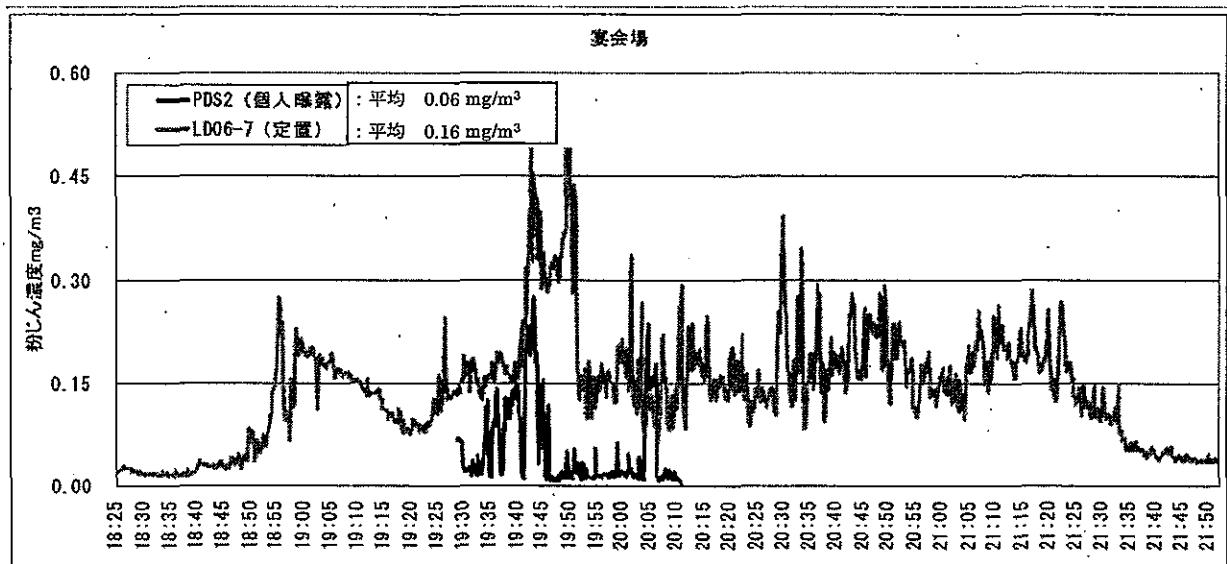
(1) ホテルの宴会場 (42畳; 約 75m²)

- ・仕切られた部屋で、全席喫煙可能
- ・15名中6名が喫煙者
- ・宴会場のたばこ煙濃度は、喫煙が始まるとすぐに上昇
- ・たばこ煙平均濃度は 0.17 mg/m³ (40分程度)



(2) 温泉旅館の宴会場 (160畳)

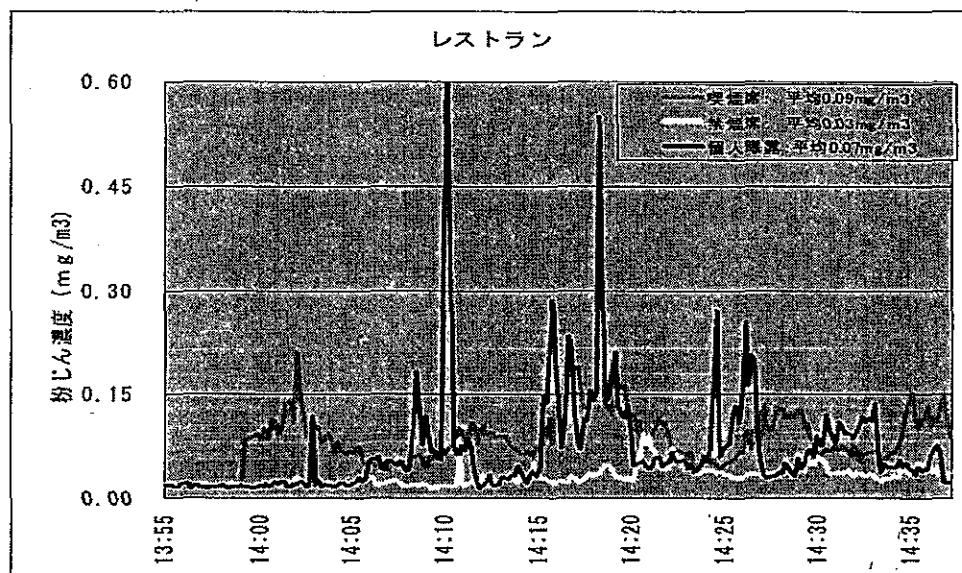
- ・仕切られた部屋で、全席喫煙可能
- ・128名中、約3割が喫煙者
- ・たばこ煙平均濃度は、約 $0.16 \text{ mg}/\text{m}^3$ (2時間程度)



2 レストラン

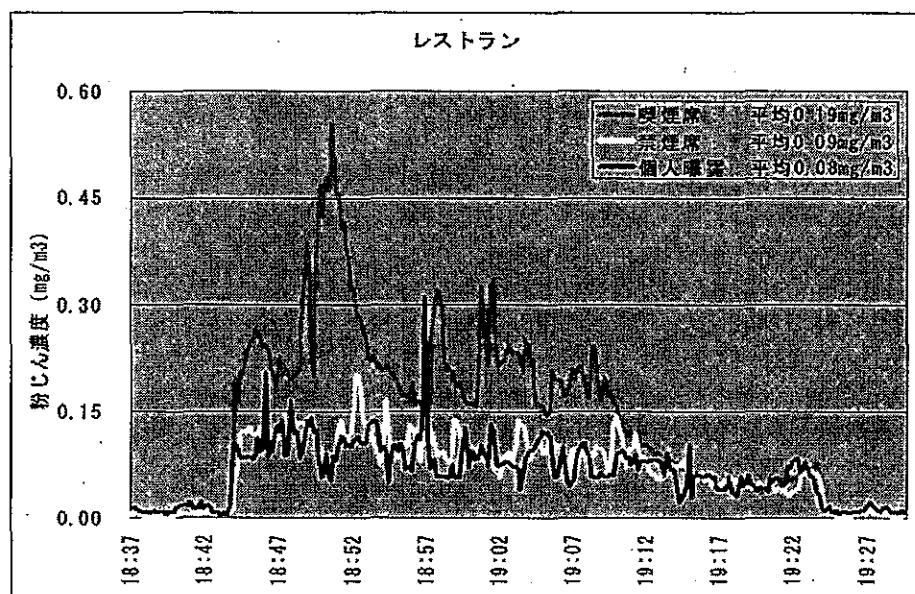
(1) ホテル内レストラン (約 150m²)

- ・喫煙区域と禁煙区域の設定があるのみで、壁等の仕切りはない
- ・全席 128 席 (喫煙席と禁煙席の数は不明)
- ・40 分間に 20 本喫煙があり、喫煙区域のたばこ煙平均濃度は 0.09 mg/m³



(2) 観光旅館内ファミリーレストラン (約 150m²)

- ・喫煙区域と禁煙区域の設定があるのみで、壁等の仕切りはない
- ・全体の席数は不明
- ・喫煙者がいる時間帯 (40 分間程度) は、平均 0.19 mg/m³であるが、その前後は禁煙席と同程度に低い濃度レベル



出典：平成 21 年度厚生労働省委託事業「平成 21 年度職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会報告書」(中央労働災害防止協会)

職場における喫煙対策の実態

アンケート調査では、喫煙対策に取り組んでいない理由として、多くの事業所が事業場内の合意が得られないこと、喫煙室等を設けるスペースがないこと、どのように取り組めばよいのか分からぬこと等を掲げている。

出典：平成19年度職場における喫煙対策の実施状況について（中央労働災害防止協会）

